

大和高田市男女共同参画計画(第4次)策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、大和高田市男女共同参画計画(第4次)を策定するにあたり、公募型プロポーザル方式により、委託事業者を選定する。

2. 業務の内容

- (1)業務名 大和高田市男女共同参画計画(第4次)策定業務
- (2)業務の内容 別添仕様書の通り
- (3)委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4)予算額 委託上限額 4,645,000 円(税込)

3. 応募資格要件

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1)大和高田市入札参加有資格者名簿に登録されている者であり、かつ、取引品目を「役務の提供」としているもの。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (4)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (5)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6)大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7)業務責任者として、自社と直接的、かつ、契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係のある者であること。
- (8)過去10年以内に官公庁における男女共同参画計画の策定業務の履行実績を有していること、または大和高田市男女共同参画計画の策定関連業務の履行実績を有していること。
- (9)個人情報の取り扱いについて、情報セキュリティマネジメントシステム・ISMS(ISO27001)認証取得事業者であること。

4. 参加申込書等及び企画提案書等の提出

プロポーザルへの参加希望者は以下(1)参加申込書及び資料(以下「参加申込書等」)の提出及び(2)企画提案書及び資料(以下「企画提案書等」)の提出するものとする。なお、期限までに提出しない者又は応募資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1)参加申込書等

提出書類:①～⑧について各 1 部

- ① 参加申込書【様式 1】
- ② 会社概要書【様式 2】
※会社概要のわかるパンフレット等があれば添付すること。
- ③ 業務実績書【様式 3】
※関連会社の実績は含めないこと。(合併・合流の場合は記載。)
- ④ 業務責任者経歴書【様式 4】
- ⑤ 業務実施体制計画書(任意様式)
- ⑥ 見積書(任意様式)
※見積金額及び内訳として、委託上限額(税込)以内で記入すること。また、費用の内訳及び合計額(税抜額及び税込額)を記載し、人件費、直接経費等について、積算根拠を詳細に記載すること。
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書【様式 5】
- ⑧ ISMS 認定証写し

(2)企画提案書等

提出書類:①～②について正本1部、副本 5 部(副本には社名をいれないこと。)

- ① 企画提案書(任意様式)
※A4両面印刷で要点を簡潔にまとめること。また、企画コンセプト、全体の構成案、各ページの展開案・デザイン案など、具体的な提案を明記し、必要に応じて資料を添付すること。
- ② 業務工程表(任意様式)

提出期限:令和 8 年 4 月 22 日(水)午後 5 時【必着】

提出方法:持参又は郵送(必着)

郵送により提出の場合は、簡易書留等記録の残る方法とし、発送の旨を電話連絡すること。

提出先:大和高田市人権施策課 男女共同参画担当(庁舎3階)

〒635-8511 大和高田市大字大中 98 番地 4

TEL 0745-22-1101 担当者 杉本

5. 実施内容

(1)実施日程

実施内容	実施日・実施期間
公募開始日	令和8年4月 8 日(水)
参加申込書等及び企画提案書等の提出期限	令和8年4月 22 日(水)午後5時まで
質問書提出期限	令和8年4月 15 日(水)午後5時まで
質問書回答日	令和8年4月 20 日(月)
第 1 次審査(書類選考)	令和8年4月 28 日(火)
第 1 次審査結果通知	令和8年4月下旬
第 2 次審査(プレゼンテーション)	令和8年5月 8 日(金)
第 2 次審査結果通知・公表	令和8年5月中旬
契約締結	令和8年5月下旬

(日程については変更となる場合があります。)

(2)受託候補者の選定方法

事業者選定は、本市が別に定める「令和8年度大和高田市市民意識調査及び男女共同参画計画策定業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、委員会において審査するものとし、第 1 次審査(書類選考)及び第 2 次審査(プレゼンテーション)の評価点数の合計により、最高得点を得た企画提案者を優先交渉権者とする。なお、第 1 次審査においては評価点数の上位 3 者を選定するものとし、3 者以下の場合、参加申込者すべてを 1 次審査による選定者とする。(応募が1者の場合でもプレゼンテーションを実施する。)また、審査会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(3)評価基準

本プロポーザルに係る評価基準は別表 1 のとおりとする。

6. 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質疑がある場合は期限までに、質問書【様式 6】により電子メールにて提出すること。

提出期限:令和 8 年 4 月 15 日(水)午後 5 時【必着】

提出先:gender@city.yamatotakada.nara.jp あてに電子メールで提出すること。その際、必ず送信の旨を電話にて担当まで連絡すること。

回答方法:令和 8 年 4 月 20 日(月)に全業者へ電子メールにて回答する。

7. プレゼンテーションについて

(1)実施日時等

日 時:令和 8 年 5 月 8 日(金) (開始時間はメールで通知する。)

場 所:大和高田市役所 3 階 庁議室 (控室:3 階 会議室 2)

(2)実施方法

各参加事業者の提案時間は、原則、説明20分以内、質疑10分の計30分とする。説明については、提出した企画提案書の内容を基に簡潔に行うこと。また、提出した提案書の範囲内で異なる様式の資料を投影することは認めるが、新たな資料の配付は認めない。

なお、プレゼンテーションにおいては、厳正な審査の実施のため、会社名等を公表せず行うこととし、使用する資料についても会社名等は記載しないこと。

また、説明は、業務責任担当者が行うこととし、会場に入室できるのは説明者を含め3名までとする。

(パワーポイント等を利用する場合は事前に申し出ることとし、パソコンについては応募者の持ち込みとする。プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。)

8.審査結果及び公表

審査の結果は、市ホームページで公表する。なお、すべての参加事業者に郵送による書面での通知を行う。審査結果及び内容に関する問い合わせ、意義等については一切受け付けない。

9.提案者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) 審査において評価の合計点数が90点に満たない場合
- (7) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

10.その他

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書及び見積書等は、審査結果に関わらず返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、大和高田市に帰属する。
- (4) 企画提案書等すべての提出書類の作成経費の他、旅費等の必要経費等は全て提出者の負担とする。
- (5) 事業実施により完成した「市民意識調査報告」及び「大和高田市男女共同参画計画(第4次)」のデータは、人権施策課男女共同参画担当にデジタルデータとして渡すも

のとし、成果品に関する一切の権利(原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等)は、大和高田市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、大和高田市は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

- (6) 企画提案書の提出は、1者1提案とする。
- (7) 企画提案書を受理した後は、その追加、修正は認めない。
- (8) 企画提案書は、委託業者の選定作業以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (9) 企画提案書は、委託業者の選定を行うに当たり必要な範囲において複写することがある。
- (10) 業務内容は、採択された提案書の内容によるものとするが、大和高田市との協議により変更・修正を加える場合がある。
- (11) 企画提案のあったもののうち、本市が認めたものは、業務仕様として取り扱う。
- (12) 審査員の構成、応募者名等についての質問は、一切受け付けない。
- (13) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで文書で届け出をすること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いは行わない。
- (14) プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (15) 当該案件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切応じない。
- (16) 当該事業の実施にあたり、大和高田市が所有する写真等のデータを契約者に貸与する場合がある。
- (17) 提出された書類等は、原則情報公開の対象とする。